

天和・貞享期の綱吉政権と天皇

野村玄

【要約】 本稿は、天和・貞享期の綱吉政権による対天皇政策について、従来必ずしも論証されてこなかった同政権の政策実施目的の解明を目指した。その結果、天和期の綱吉は、廃一宮により傷ついた皇位継承行為の権威回復を図り、その一環として立太子節会の再興を容認していたことが判明した。また、貞享期の綱吉は、京都所司代と宮中との必要以上の接近による幕府の威光の減退を恐れ、京都所司代・稲葉正往を更迭し、宮中の奢侈抑制及び靈元天皇の素行是正と、次代の東山天皇への悪影響防止のため、靈元天皇の譲位の早期実現を目指したこと、その過程で靈元天皇から示された大嘗会再興の要望も、譲位の早期実現の観点から容認していたことが明らかとなった。綱吉は「武家之天下」の主宰者として、幕府の威光と外聞を意識し、皇位とその担い手の皇族を慎重に管理しようとしたが、儀式の再興は、將軍綱吉の皇位管理政策を実現させる一つの手段であったこと等を指摘した。

史林 九三巻六号 二〇一〇年十一月

はじめに

朝尾直弘氏は論文「幕藩制と天皇」の中で、近世における天皇の存在の歴史的な説明方法について「朝幕関係もしくは古代的権威というような視角」ではなく、「幕藩制権力構造の研究とかかわらせ、それぞれの段階における天皇の位置と役割を事実のうえで確認」^①することを提起した。この背景には、教科書検定で近世の天皇が君主であると判定されていた

ことが明らかとなった「教科書裁判の与えた衝撃」があったが、この論文により、織豊期から家光期に至る「主体としての権力」^③が自らの「政権構想」^④に天皇・朝廷をいかに位置づけて権力を形成したのかについての見通しが得られた。

一方、朝尾氏がその後の家網・綱吉期を扱った論文は「將軍政治の権力構造」だが、そこでは天皇・朝廷の問題がほとんど扱われなかった。したがって、論文「幕藩制と天皇」のその後が重要な関心事となり、事実、高埜利彦氏の論文「江戸幕府の朝廷支配」は近世を通じた朝廷の「二回の変容」論を展開し、その後の諸研究に大きな影響を与えた。のちに高埜氏は同名の日本史研究会大会報告について「これは朝尾先生の徳川三代（寛永期）までの成果を引き継ぎ、近世中・後期も含めた近世朝幕関係史を報告したものであった」と振り返っている。だが、筆者は近世の天皇・朝廷をめぐる研究のうち、とくに綱吉期周辺（高埜説の「第一の変容」期）^⑤を対象とした諸研究にはある問題を感じている。なぜなら、高埜氏以後の諸研究は、朝尾氏の否定したはずの「朝幕関係」史として展開されてきたからである。もちろん高埜氏の方法と朝尾氏のそれが全く別に存在する余地はある。しかし、高埜氏が「朝尾先生の徳川三代（寛永期）までの成果を引き継ぎ」と述べる以上、この方法のずれは、今後の当該テーマの研究の方向性を考えるためにも自覚される必要がある。

抑も「近世朝幕研究」には、幕府からの視点が始どなかった。高埜氏は綱吉政権下の「権力編成原理」の転換と「平和」を指摘しつつ、「しかしかと云ってこのような幕府の政策変更、つまり支配編成原理の変化だけで、この時期の朝廷儀礼や朝儀の復興の数々を理解することは出来ない」と述べたが、同氏は綱吉政権の意思の在処を当該期の天皇・朝廷の動向から類推する方法を採った。その結果、朝廷内の諸事例は解明されても、その時々々の幕府の判断基準が不明なため、綱吉政権の路線は「朝幕協調」^⑥であったとされざるを得ず、その路線は最終的に「幕府から見たとき、將軍権力のより一層の権威化のために朝廷権威を協調的に補完させる体制」につながったと結論づけられるにとどまってきたのである。^⑦

しかし、朝幕の「協調」は前後の政権も追求したであろうし、綱吉政権の独自性を示す言葉とは言い難く、ましてその路線が後々の体制をも規定したと捉えるのは政治史の単純化である。朝尾氏も述べたように、政治史は段階的に捉えられ

〈表〉 延宝・天和・貞享期における靈元天皇およびその周辺の動向

年月日	事項	典拠		
延宝9年(1681)	2月16日	靈元天皇、関東へ下向する一条冬経に、女御立后・五宮儲君の件について内意を伝える。	『兼輝公記』	
	5月01日	靈元天皇の内意により、一宮を大覚寺宮の資とするも、一宮が辞退。	『靈元天皇実録』	
	9月17日	靈元天皇、参内の勅命逆反の廢で、一宮を飛鳥井雅豊邸に幽閉する。	『靈元天皇実録』	
天和元年(1681)	10月23日	前權大納言小倉実起ら、佐渡へ流罪となる。	『靈元天皇実録』	
天和2年(1682)	2月18日	鷹司房輔、関白辞職。右大臣一条冬経を関白とすべき旨、幕府の意向が伝わる。	『勤慶日記』	
	2月24日	右大臣一条冬経、関白に任じられる。	『靈元天皇実録』	
	3月25日	五宮を儲君に治定。女御鷹司房子の立后も内定。	『靈元天皇実録』	
	3月26日	関白一条冬経・前関白鷹司房輔に500石ずつ加増。	『季連宿禰記』	
	6月27日	儲君五宮が1日後水尾法皇御所へ移徙。	『中井家文書の研究』	
	9月05日	白川雅喬、一条冬経に、一宮を廢して五宮を儲君としてからの奇恠変異連統の旨を誦す。	『兼輝公記』	
	10月25日	一宮に親王宣下、名を寛清と賜う。	『靈元天皇実録』	
	12月02日	儲君五宮に親王宣下、名を朝仁と賜う。	『靈元天皇実録』	
	12月07日	女御鷹司房子に准三后宣下。	『靈元天皇実録』	
	12月09日	儲君朝仁親王の立太子を來春と治定。	『靈元天皇実録』	
	天和3年(1683)	正月21日	儲君朝仁親王の立太子を2月9日と治定。	『靈元天皇実録』
		2月09日	儲君朝仁親王の立太子節会が行なわれる。	『靈元天皇実録』
2月14日		鷹司房子を皇后に冊立。	『靈元天皇実録』	
2月29日		將軍使松平頼常らが参内。立坊・立后を賀す。	『靈元天皇実録』	
天和4年(1684)	2月16日	靈元天皇、讓位の内意を洩らす。	『靈元天皇実録』	
貞享元年(1684)	2月25日	京都所司代稲葉正往参内。讓位の内意を聴く。稲葉正往、武家伝奏の関東下向時に伝えるよう指示。	『靈元天皇実録』	
	2月26日	武家伝奏、関東下向。	『靈元天皇実録』	
	3月27日	武家伝奏、参内して江戸の様子を報告し、將軍徳川綱吉による讓位停止の返答を伝える。	『靈元天皇実録』	
	4月05日	東宮御所等、火災。	『靈元天皇実録』	
貞享2年(1685)	2月10日	東宮朝仁親王が新造東宮御所へ移徙。	『中井家文書の研究』	
	2月22日	後西上皇病没。	『靈元天皇実録』	
	3月07日	後西上皇葬送。	『靈元天皇実録』	
貞享3年(1686)	3月09日	武家伝奏、関東下向。靈元天皇の讓位の内意とともに、受禪の有無によらず、來春中の皇太子元服を要請。	『靈元天皇実録』	
	閏3月09日	武家伝奏が帰洛。靈元天皇の讓位等について、叔愼次第との幕府の返答を伝える。	『靈元天皇実録』	
	11月23日	京都所司代土屋政直宛の老中連署自筆書状が発せられる。	『基量卿記』	
	12月04日	大嘗会挙行について、別儀なしとの幕府の返答が届く。	『勤慶日記』	
	12月23日	京都所司代土屋政直が参内、演説。	『勤慶日記』	
貞享4年(1687)	3月21日	靈元天皇、皇太子朝仁親王へ讓位。	『靈元天皇実録』	
	3月26日	靈元上皇、仙洞御所へ移徙。	『靈元天皇実録』	
	3月27日	幕府、仙洞御料として7000石を進上する。	『靈元天皇実録』	
	4月28日	東山天皇即位式が挙行される。	『靈元天皇実録』	
	11月16日	大嘗会が挙行される。	『堯想法親王日記』	

〔註〕『兼輝公記』6・8（東京大学史料編纂所蔵謄写本）、藤井讓治・吉岡眞之監修『靈元天皇実録』第1巻・第2巻・第3巻（ゆまに書房、2005年）、『季連宿禰記』26（宮内庁書陵部所蔵原本）、平井聖『中井家文書の研究』第4巻・内匠寮本図面篇4（中央公論美術出版、1979年）、『基量卿記』12（宮内庁書陵部所蔵原本）、『勤慶日記』35（『勤修寺家旧蔵記録』479、東京大学史料編纂所架蔵写真帳、京都大学総合博物館原蔵）、妙法院史研究会編『妙法院史料』第2巻・堯想法親王日記2（吉川弘文館、1977年）より作成。

るべきものである。本稿は、長期にわたる綱吉政権の段階的変化に留意し、その初頭の天和・貞享期における同政権の対天皇・朝廷政策の背景について、幕府側の史料も用いながら解明したい。とくに天和・貞享期には、〈表〉のように立太子節会(天和三年(一六八三))と大嘗会(貞享四年(一六八七))の再興があり、また天和二年(一六八二)には右大臣・一条冬経が左大臣・近衛基熙を超越して関白に就任する「異例」¹⁵⁾の人事が行われている。さらに靈元天皇は讓位を二度表明するが、綱吉の対応はわずか中一年で百八十度変化する。このように、天和・貞享期の政策は先行研究も注目する通り特異なのである。筆者は、その背景を綱吉政権の立場から論じ、同政権初頭の天皇・朝廷認識の一端に迫りたい。

- ① 朝尾直弘「幕藩制と天皇」(原秀三郎他編『大系日本国家史』三、東京大学出版会、一九七五年、のち朝尾直弘「將軍権力の創出」岩波書店、一九九四年、のち朝尾直弘「將軍権力の創出」岩波書店、二〇〇四年に再録、引用は「朝尾直弘著作集」による)二〇二頁。
- ② 前掲註①朝尾「幕藩制と天皇」二〇二頁。
- ③ 朝尾直弘「將軍権力の創出」(岩波書店、一九九四年、のち同「朝尾直弘著作集」第三卷「將軍権力の創出」岩波書店、二〇〇四年に再録、引用は「朝尾直弘著作集」による)「まえがき」iv頁。
- ④ 前掲註③朝尾「將軍権力の創出」「まえがき」iv頁。
- ⑤ 朝尾直弘「將軍政治の権力構造」(朝尾直弘他編『岩波講座日本歴史』第一〇卷・近世二、一九七五年、註①に同じ)。
- ⑥ 高笠利彦「江戸幕府の朝廷支配」(『日本史研究』第三一九号、一九八九年三月)。
- ⑦ 高笠利彦「近世朝幕研究の立脚点」(朝尾直弘著作集 第三卷 月報2「二〇〇四年一月」四頁)。
- ⑧ 前掲註⑥高笠「江戸幕府の朝廷支配」六三頁〜六七頁。
- ⑨ 前掲註⑦高笠「近世朝幕研究の立脚点」四頁。
- ⑩ 「近世朝幕研究」という用語・分類については、前掲註⑦高笠「近世朝幕研究の立脚点」四頁。だが、最近「近世朝幕研究」の中から、田中暁龍「貞享期の朝幕関係——京都所司代土屋政直を中心に——」(『桜美林論考 人文研究』創刊号、二〇一〇年三月)のように、幕府の政策実施の意図を検討しようとする論文が発表されている。
- ⑪ 前掲註⑥高笠「江戸幕府の朝廷支配」六三頁と六五頁。
- ⑫ 高笠利彦「元祿の社会と文化」(同編『日本の時代史』⑫元祿の社会と文化』吉川弘文館、二〇〇三年)六三頁〜六四頁。
- ⑬ 高笠利彦「一八世紀前半の日本——泰平のなかの転換——」(朝尾直弘他編『岩波講座日本通史』第一三卷・近世三、岩波書店、一九九四年)二九頁〜三〇頁。
- ⑭ 綱吉政権は延宝・天和・貞享・元祿・宝永の長期にわたる。前掲註⑬高笠「一八世紀前半の日本」も、政権内の変化等を述べるが、明確な形で対天皇・朝廷政策の叙述に反映されているわけではない。深井雅海「徳川將軍政治権力の研究」(吉川弘文館、一九九一年)や塚本学「徳川綱吉」(吉川弘文館、一九九八年)等によれば、同政権を一括りでは議論できない。
- ⑮ 前掲註⑬高笠「一八世紀前半の日本」二七頁。

第一章 天和期の皇位継承者選定過程と立太子節会再興

綱吉政権期の朝儀再興のうち、高埜利彦氏は、後土御門天皇の文正元年（一四六六）を最後に途絶した大嘗会の再興（貞享四年（一六八七））に注目し、大嘗会再興実現の背景について、「靈元天皇の「朝廷復古」という強い意識」と「幕府の儀礼重視の政策転換」という「二つの条件」を指摘してきた^①。この大嘗会再興の背景をめぐる高埜説の当否は章を改めて後述するが、いま問題として指摘できることは、高埜氏という靈元天皇の意思と幕府の政策転換は大嘗会のみから論じられてきたということ、しかもその再興を容認した幕府の意図は依然具体的に解明されていないということである。

一方、大嘗会再興について、高埜氏も参照する武部敏夫氏は、当時それが天和三年（一六八三）の立太子節会再興との関連で、皇太子の身分から即位する場合に大嘗会が不可欠であるとの先例を論拠に朝廷から提起されていたことなどを解明しているが、立太子節会は皇位継承者を内外に宣言する儀式であり、大嘗会と同様、中世以来（貞和四年（一三四八）を最後に）途絶していた儀式でもあった^②。筆者は、大嘗会再興を含む綱吉政権の朝儀再興方針を問題とするならば、武部氏のように立太子節会再興を視野に入れて論じた方がよいと考える。なぜなら、ともに皇位継承関係の儀式でありながら、立太子節会再興と大嘗会再興との間には四年の開きがあり、その四年間、綱吉政権の朝儀再興方針が同じとは限らず、先行研究が大嘗会再興を根拠に述べた靈元天皇の意思と幕府の政策転換も、綱吉政権の傾向として一般化できるとは限らないからである。また、武部氏の論文も、立太子節会再興の際の幕府による経費節減方針が大嘗会再興に影響していると指摘するが^③、幕府が両儀式の再興を条件つきながらも最終的に容認した背景を解明しているわけではない。大嘗会再興の背景を多角的に考察するためにも、立太子節会の再興過程を具体的に論じておく必要があるだろう。

さて、立太子節会再興については既に米田雄介氏と久保貴子氏も言及しているが、両氏とも立太子節会再興の事実と幕府の費用負担を述べるものの、なぜ立太子節会の再興が天和三年（一六八三）であったのか、またなぜ幕府が費用を負担

してまで再興を容認したのかを述べていない。^⑤しかも久保氏は立太子節会の再興過程を靈元天皇の「院政」実現」路線と「儀式典礼の再興などを実現して自己の力を誇示する」路線の二環と捉えている。^⑥しかし、立太子節会再興に至る政治過程は、慎重に検討した方がよい。まず、次の史料の検討から始めよう。【史料一】は関白一条冬経（のち兼輝と改名）の日記の天和二年（二六八二）十二月九日条である。

【史料一】^⑦

依召参 内（近衛基徳）左府・内府・前殿下被参、以両伝被仰出云、儲君宮東宮事、御再興既

（花山院定誠・千種有能）

（徳川綱吉）

勅問將軍家、可被任叡慮旨言上、仍来春欲被行

立太子后節会、可得其意者、各奏大慶由、有御前召、奏珍重旨、退朝、（以下略）

これは「儲君宮」が「東宮」となること、つまり「立太子」の「御再興」について、將軍綱吉から朝廷に「可被任叡慮」との返答があった場面である。ここでは「儲君宮」と「東宮」が書き分けられている点に注意し、まず【史料一】に至った過程を把握したい。なぜなら、従来の近世の制度ならば、皇位継承者の表示は「儲君」の呼称で充分であったからである。^⑧【史料二】は【史料一】の約一年十ヶ月前にあたる『兼輝公記』の延宝九年（二六八二）二月十六日条である。

【史料二】

（雜波宗也）

左衛門督為 勅使入来、謁之、被伝勅語云、

（花山院定誠・千種有能）

今度両伝下向序、女御立后事、今度有沙汰、被定儲君五宮云々、為女御之御養子被行親

王宣下、其已後可有立后、親王宣下之前例、雖有少々、宣下以後例為連綿旨被仰遣、又武家伝奏以小倉大納言可被補哉旨武家中之、

然而○不協叡慮事少々有之、可有如何哉旨被仰遣、此等事若於関東老中等於相尋者、如叡慮可申返答云々

すなわち、右大臣・一条冬経が江戸下向前に老中の質問に備え、靈元天皇から指示（勅語）を受けている場面である。ここからは当時、五宮を「儲君」に定め、五宮を「女御」鷹司房子の「御養子」とし、五宮に「親王宣下」を行ってから「女御」を「立后」する計画のあったことが知られる。この時の天皇の発言に「東宮」や「立太子」の文言はない。

ところが、天和二年（二六八二）十二月の【史料一】には「立太子后節会」とあったから、【史料一】より約一年十ヶ月

前の【史料二】は、靈元天皇らの当初計画が立太子の検討ではなかったことを示している。そのことは、【史料一】より約八ヶ月半前の天和二年（一六八二）三月二十五日になっても、同じく一条冬経が日記に「今度五宮儲君事、依相談関東被定之、又女御立后事同被定了」と記し、いまだ立太子に言及していないことから裏づけられる。

したがって、靈元天皇らは少なくとも天和二年（一六八二）三月二十五日までは「儲君」治定と「立后」による五宮皇位継承者化計画を進めていたが、【史料一】の同年十二月九日までに、「儲君」の「東宮」化を追加したと考えられるのであり、この約八ヶ月半が立太子節会要請の背景と関連していると筆者は推定するのである。その間の事情を示す史料の一つが、【史料三】の『兼輝公記』天和二年（一六八二）九月五日条に記された白川雅喬の発言と一条冬経の感想である。

【史料三】

（白川雅喬）（天和二年九月）

二位語云、今月二日夜、禁裏常御所・小御所邊鳴動、其響如雷霆、又常御所・女御殿等搏風、火焰出、其體如炎上、終夜不止、翌日

朝見之、無恙云々

如常、内侍所刀自等慥聞之、見之、又御門警固武士見火焰、奔走、然而近臣・武家伝奏以口舌言破之、不及奏達、無何御慎云々、偶案之、去年被発一宮、以五宮欲被立儲君、以来奇恠変異連続、就中、去冬内宮炎上、今亦如此有災妖、如何、（靈元天皇）主上改過、

可被脩德行欵、

ここからは、天和二年（一六八二）九月の雰囲気として、延宝九年・天和元年（一六八二）に行われたという廢一宮以来、「奇恠変異」が連続し、同年末の伊勢神宮内宮炎上もその延長線上に捉えられる状況のあったことが知られる。

抑も一条のいう「去年被発一宮、以五宮欲被立儲君」とはどのような状況を指すのか。この点については、いわゆる

「小倉事件」とそれに伴う「五宮儲君問題」として既に久保貴子氏が分析しているが、同氏によると当該問題に言及した史料は左大臣・近衛基熙の日記のみであるといひ、靈元天皇の第一皇子の一宮は延宝九年（一六八二）九月十七日の夜に外祖父・小倉実起邸より移動させられたが、かつて一宮の儲君化が女御・鷹司房子に男子誕生のない場合という条件つきながら後水尾法皇らの意向によって内定されて幕府へ伝えられていた経緯もあって事態は複雑化し、松木宗条の息女と天

皇との間に皇子・皇女が生まれ、天皇の気持ちも松木息女所生の皇子（五宮）にうつったことが複雑化に拍車をかけたこと、近衛自身は、当時の武家伝奏・花山院定誠らがそのような天皇の感情に取り入り、他の皇子を次々に出家・入寺させる段取りをし、一宮については大覚寺へ入寺させることを幕府へ申し入れ、一宮の大覚寺入寺が幕府の意向として披露されたものの、一宮と外祖父の小倉の抵抗により天皇の逆鱗に触れたものと観測していたことが明らかとなっている。^⑭

いわゆる「小倉事件」の始まりだが、久保氏は同事件について、天皇が松木息女所生の五宮への皇位継承を望んだらしいことをふまえて、「一宮継躰は故後水尾法皇らによって内約されていたので、これを覆すこと自体、法皇を超えようとする靈元天皇にとって意味のあることであった」と見ている。^⑮

久保氏の説明の特徴は、天皇らの意図に注目した点だが、同氏は「天和元年（一六八一）段階で、天皇側が小倉事件を引き起こすほど強引な手段をとりえたのは、幕府から一宮の大覚寺門跡附弟の承諾を得ていたから」と指摘しつつも、「残念なことにこれらに関する幕府側の記録が発見できず、幕府の姿勢を説明することは困難である」として幕府の意図を解明しないため、一連の動きを天皇らの動きのみで評価している。だが、「小倉事件」は皇位継承者問題でもあり、天皇らの意図は勿論、一宮の儲君化を内定しながら同宮の排斥を容認した幕府の意図の方が重要ではなからうか。なぜなら、久保氏は「小倉事件」の記録として『基熙公記』のみを挙げるが、他の日記からは一宮の移動の様子が具体的に判明し、そこでの幕府の関与が顕著だからである。次の史料は東園基量の日記の延宝九年（一六八一）九月十七日条である。^⑯

【史料四】

入夜、伝聞、昨日・今日、両三度、於阿野季信黄門被遣小倉亭、一宮可有御参内由度々雖被仰出、無御参之間、人々参入、取出奉了云々、
近頃之騒動也、菊亭右大将公規・三条重相衷通・甘露黄門等参、其外取次三人、鳥飼侍廿人、仕丁廿人以上、人数六十人余、石川信乃守駒馬信成守成
二而、為御迎手者五十斗参云々、則飛鳥井中将舟橋屋敷へ被奉入、警固武士警衛云々、如何、此後之義恐入事也

ここで注目すべきは、小倉邸に差遣された者たちが、公卿三名とそれに付き従う鳥飼侍・仕丁らをあわせて六十名程、

そして騎馬の禁裏附・石川成久とそれに率いられた「御迎手」が五十名程の合計百十名程であった点であり、これは、単に一宮を他所へ移動させたというのではなく、幕府の承認の下での実力行使である。一宮の連行と押し込めは天皇の意思はもちろん、幕府の意思でもあったと解するべきであろう。では、天皇の意思と幕府の意思との関係はどのように捉えればよいのであろうか。この点について、次の『基熙公記』の延宝九年（一六八一）九月二十日条の記述は参考となる。

【史料五】

招油小路前大納言云、（中略）、但戸田越前守以私所存、小倉等罪科之儀も候間、御延引可然之由令申沙汰之様可談合由示之、猶明日可必定旨也云々、且又小倉重相可為流罪由治定欵、今度之儀、必不可及、主上御沙汰、従武家一向可申行、必々公家之御沙汰不可有之由、越前守申入云々、

すなわち、油小路隆貞によれば、京都所司代・戸田忠昌の個人的見解として、当時検討されていた天和改元は「小倉等罪科之儀」もあることから「延引」してはどうかとの意向が示されたといひ、小倉については「流罪」となる見込みであるが、今回の処断は「主上御沙汰」や「公家之御沙汰」ではなく「従武家一向可申行」である旨が申し入れられたという。京都所司代は、天皇と公家の処断権を否定し、あくまでも幕府の判断として小倉の「流罪」を決定する必要があるとの認識である。いったい「小倉等罪科之儀」とはどのような内容であったのか。この点について、勧修寺経慶の日記『勸慶日記』の天和元年（一六八一）十月二十三日条には、京都所司代名の武家伝奏宛覚書が次のように写されている。

【史料六】

所司戸田越前守覚書、小倉大納言殿背、勅命、不届被思召候、依之、大納言殿・同宰相殿・竹淵刑部大輔殿佐渡嶋左遷、（前脱カ、編考）殿・中園宰相殿此両人者閉門被仰付之旨、自江戸申来付而、今日於私宅何茂江上意之趣申渡候、右之段、為可得御意、如此御座候、以上

天和元

十月廿三日 戸田越前守(忠貞)

花山院前大納言殿(定誠)

千種前大納言殿(有能)

これによると、小倉とその親族は、「勅命」違反の廉で罪刑が申し渡されている。「勅命」違反とは、一宮の大覚寺入寺拒否の件なのか、それとも【史料四】にある一宮の参内拒否の件なのか、あるいは両方なのかはまだ判然としないが、重要かつ不思議な点は、幕府が一宮の儲君化を内定しながら、一宮の外祖父らを実際に処断した点である。

このような観点から物事を振り返ると、抑もこの一宮は寛文十一年(二六七二)の出生当初から朝廷内においても幕府との関係においても特異な取り扱いを受けた皇子であった。例えば、当時の武家伝奏・中院通茂の日記には「服部備後守(且忠) 入来、語云、(中略)、此次中納言典侍御産之事語之、今度於江戸令沙汰候処、隱密可然之由也、日野兩人不取持之、備後守(且忠) 又不知之分可然欵、備後守云、然者不存分可仕也」^②とあり、禁裏附の発言として、当時の家綱政権が中納言典侍の産を「隱密」に取り扱ったことが述べられ、武家伝奏も禁裏附も産に関知しないことが申し合わされている。そのことは一宮の誕生時にも確認でき、同じく『中院通茂日記』には「此間、勢多大判事来、密々申云、中納言典侍(小倉)美起卿女夜前若宮誕生之由告之、依為密々御沙汰、不及参内」^③とあって、一宮が無事に誕生しても「密々御沙汰」の扱いにより参内に及ばずとされたことがわかる。このようなことは、一宮に限らなかつたようで、例えば愛宕通福息女・源内侍所生の二宮誕生に際しては『中院通茂日記』に「一、源内侍事、窺法皇候処、流産之義不可有之、但万端可為妨欵、可相談伝奏・永井伊賀守由仰云々、仍予申云、不及相談於日野、万端之妨不限此一事、被遠於道理候事、無不妨、流産之義於無之事者、否之又妨也、可有於叡慮欵之由申入了」^④とあり、二宮の流産を止める後水尾法皇の発言が記録され、靈元天皇の庶子の処遇に神経を尖らせる周囲の様子が看取される。

このような状況の背景には、寛文十三年(一六七三)の女御・鷹司房子の懐妊をめくり『中院通茂日記』が「向日野、(弘資)

向伊州言談、（中略）、伊州被談云、一、女御（廣司房子）御懷妊之沙汰也、如何之由也、慥不知之由答之、皇子於御誕生、可為儲君欵、法皇禁中（みまもり）氣色可聞之由也」と記すように、女御が男子を出産すれば、その子が「儲君」になるという観測の存在があっただろう。その延長線上に、久保氏の指摘した、女御・鷹司房子に男子誕生のない場合という条件つきの後水尾法皇らによる一宮儲君内定があった。したがって、ここで注意すべき点は、当時まだ女御には男子懷妊の可能性があったのであり、もし女御所生の皇子への皇位継承優先の原則が後水尾法皇存命中に存在したならば、やはり一宮ら庶子は内々の存在とならざるを得ず、小倉らが思うほどに一宮の儲君内定は確実ではなかった可能性があるということである。そのような状況下、延宝八年（一六八〇）に後水尾法皇と徳川家綱が相次いで病没し、しかも松木息女所生の五宮を溺愛する靈元天皇の感情⑤という要素も加わり、一宮をめぐる情勢は寛文・延宝期から天和期にかけて大きく変化した。とくに女御所生の皇子を皇位継承者とすべきとの方針を靈元天皇自身が放棄したことが大きく、それまで内々の存在であった一宮らの処遇は、靈元天皇が自らの意思を貫こうとする限り、何らかの結論が出されねばならなくなった。その結論が一宮の排斥であったが、当時の宮中においても、その排斥が歓迎されたわけではなかったことは【史料三】より明らかである。

だが、そこで幕府が動き、天皇に手を貸した理由は依然不明である。將軍の変わつたばかりの幕府は、天皇家における一宮の排斥をどのように理解し、何故それを容認したのであるうか。この点を解明しなければ、五宮を儲君・東宮とし、これまで必要のなかった立太子節会を再興する天皇の行動を幕府が容認した理由も不明のままとなる。次章で詳しく検討しよう。

- ① 前掲「はじめに」註⑥高坐「江戸幕府の朝廷支配」六五頁、前掲「はじめに」註③高坐「一八世紀前半の日本」二八頁～二九頁、前掲「はじめに」註②高坐「元祿の社会と文化」六一頁～六三頁。
- ② 武部敏夫「貞享度大嘗会の再興について」（『書院部紀要』第四号、一九五四年三月）五六頁。
- ③ 前掲註②武部「貞享度大嘗会の再興について」五六頁、日本学士院編『皇室制度史』第四卷（吉川弘文館、一九七九年）第一編第二章第四節第一款。
- ④ 前掲註②武部「貞享度大嘗会の再興について」五八頁。
- ⑤ 米田雄介「朝儀の再興」（辻達也編『日本の近世』）天皇と將軍

- 中央公論社、一九九一年）一七三頁～一七四頁と一七八頁～一七九頁。久保資子『近世の朝廷運営——朝幕関係の展開——』（岩田書院、一九九八年）一一三頁～一四頁と一九九頁～二〇〇頁。
- ⑥ 前掲註⑤久保『近世の朝廷運営』一一九頁～二〇〇頁。
- ⑦ 『兼輝公記』八（東京大学史料編纂所蔵謄写本）天和二年十二月九日条。
- ⑧ 前掲註⑤米田「朝儀の再興」一七八頁は儲君と皇太子の呼称の別を扱うが、「もともと儲君の治定は江戸時代の当初から行なわれていたのではなく、靈元天皇のときに皇太子冊立の儀が再興されるが、その皇太子冊立に先立って、儲君の制が定められたのである。」とする点は誤解である。註⑨で後述のように、儲君の呼称は寛永期から確認できる。
- ⑨ 「儲君」の呼称は少なくとも寛永期には既に使用されているから、従来の近世の制度ならば、「儲君」治定が皇位継承者の表示であった。拙著『日本近世国家の確立と天皇』（清文堂、二〇〇六年）一八一頁～一八二頁。
- ⑩ 『兼輝公記』六（東京大学史料編纂所蔵謄写本）延宝九年二月十六日条。
- ⑪ 『兼輝公記』七（東京大学史料編纂所蔵謄写本）天和二年三月二十五日条。
- ⑫ 前掲註⑦『兼輝公記』八、天和二年九月五日条。
- ⑬ 天和元年（一六八一）の伊勢神宮内宮炎上と天和二年（一六八二）の公卿勅使派遣については、藤田寛『近世政治史と天皇』（吉川弘文館、一九九九年）一六四頁～一七三頁に詳しい。
- ⑭ 前掲註⑤久保『近世の朝廷運営』一一〇頁～一一三頁。
- ⑮ 前掲註⑤久保『近世の朝廷運営』一一一頁～一一三頁。
- ⑯ 前掲註⑤久保『近世の朝廷運営』一一四頁。
- ⑰ 前掲註⑤久保『近世の朝廷運営』一一三頁と二〇〇頁。
- ⑱ 前掲註⑤久保『近世の朝廷運営』一一二頁～一一三頁。
- ⑲ 『基量卿記』九（宮内庁書陵部所蔵原本）延宝九年九月十七日条。
- ⑳ 『基熙公記』八（東京大学史料編纂所架蔵写真帳、財団法人陽明文庫蔵）延宝九年九月二十日条。
- ㉑ 『勸慶日記』二十五（勸修寺家旧蔵記録）四七二、東京大学史料編纂所架蔵写真帳、京都大学総合博物館蔵）天和元年十月二十三日条。
- ㉒ 『中院通茂日記』三（東京大学史料編纂所蔵原本）寛文十一年四月十九日条。
- ㉓ 『中院通茂日記』五（東京大学史料編纂所蔵原本）寛文十一年八月十七日条。
- ㉔ 『中院通茂日記』十（東京大学史料編纂所蔵原本）寛文十二年五月五日条。
- ㉕ 『中院通茂日記』十四（東京大学史料編纂所蔵原本）寛文十三年二月十六日条。
- ㉖ 前掲註①『兼輝公記』七の天和二年六月二十三日条には「（靈元天皇）松本宗余息也君宮母公御寵愛、愛幸儲君之甚」とある。
- ㉗ 前掲註②『基熙公記』八、延宝九年九月十八日条。なお、石田俊氏は前掲註②拙著『日本近世国家の確立と天皇』への批判として、寛永期から延宝期にかけての「幕府の皇位管理のあり方を総合的に論じる必要」を指摘している。石田俊「野村玄著『日本近世国家の確立と天皇』（『新しい歴史学のために』第二七〇号、二〇〇八年四月）二〇頁。本稿は、そのような石田氏の批判を真摯に受けとめ、同氏からの批判に答えようとするものでもある。

第二章 天和期の綱吉政権と立太子節会再興

果たして幕府は、天皇家における一宮の排斥をどのように理解し、何故それを容認したのか。この点は、幕府が天皇の推す五宮の儲君化・東宮化を容認した背景とも関わるが、次の『江戸幕府日記』からは、その事情の一端が判明する。

【史料七】^①（＝平出）

一、（靈元天皇）当今之（前脫カ、表起）一宮御事、外祖父小倉大納言方（小倉表起）二被成御座之処、大納言御養育之任形不直、其上、為御養生不相伺、叡慮、御灸治等有之、且亦、此宮（屬司房）女御之御腹二而も無之、刺蝮降誕旁（能）以難被遊御繼、帝、幸「当今宮方々之内、大覚寺御門跡御弟子御望付、可被遣哉与、当春兩伝、奏花山院前大納言・千種前大納言并戸越前守参府之節、被、仰進之付而、可被任、叡慮旨被、仰遣処、小倉大納言及難洪、背、勅命、一宮参「内無之様二仕、其身迨所勞之由二而、朝参不仕段、甚、逆鱗之旨、越前守（戸田忠昌）江戸江言上之処、背「勅命之段、重疊不届被、思召、大納言并子宰相（小倉公連）二男竹淵刑部大輔此三人佐州江左遷被仰付之旨、於越前守宅、上意之趣御目付跡部（貞隆）民部・高井（清方）作左衛門申渡之、京都町奉行前田安芸守・井上丹波守并石川信濃守列座也（重次）」（成久）

すなわち、外祖父の小倉が一宮養育に際して天皇の許可なく一宮に灸を施したこと、また一宮は女御の所生ではない上に天変の日の誕生なので皇位を継承させにくいこと、それ故に一宮の大覚寺入寺が朝幕間で合意されたが、小倉は一宮を参内させず、自らも参内しなかったために天皇の逆鱗に触れ、幕府へ小倉の罪状が告げられ、小倉らは処罰されたという。したがって、ここからは、第一章の【史料五】の「小倉等罪科之儀」及び【史料六】の「勅命」違反の廉が、小倉による一宮の養育方法と大覚寺入寺拒否、参内拒否を含むものであったことがわかり、幕府も、一宮の出生・養育環境を理由に、一宮を皇位継承不適格者と断ずる天皇らの意向に同調したことがわかる。なお、【史料七】に一宮が「刺蝮降誕」とある点については、一宮の誕生日である寛文十一年（一六七二）八月十六日の公家日記を参照すると「雨天、月蝕、子ヨリ寅二至、（中略）、皇子降誕、母中納言典侍、小倉中納言実起卿女」とあることから、一宮は月食の日の誕生であった。

このように【史料七】からは、從來不明であった幕府の行動理由の一端が判明するが、その一方で筆者は、第一章の【史料二】に「又武家伝奏以小倉大納言可被補哉旨武家申之」^③とあるように、幕府が事件直前の延宝九年（一六八一）に小倉を武家伝奏に推挙していた点を想起すると、「小倉事件」をめぐる幕府の行動理由は【史料七】のみで即断できず、慎重に検討すべきであり、【史料七】に至る意思決定主体を幕府と表記するだけでは不足ではないかという思いを強くする。この点を考えるにあたり、次の勸修寺経慶の日記『勸慶日記』の延宝九年（一六八一）九月二十三日条は参考となる。

【史料八】

遠方之間、上方之儀、若虚説可相聞哉と無心元候、実否明白ニ違候様ニ有度旨申、暫而被^(堀田正俊)尋云、小倉殿者常之行状如何之旨被申、^(勸修寺経慶)へ答云、常出逢語儀も無之候間難申、乍去、以風説申者、儒学被好候由、善悪之儀者不存候、仍異情有之様ニ沙汰申候、于时被申云、左様ニ可有之候、今度宮之儀も私ナトハ不存候由被申、へ仍申者、其通候、公武御定之上、如此進退笑止ニ存候、第一者宮御為不自由各申由申處、へ如何ニも其通ニ候、此外雖有雑談、難盡筆舌

江戸下向中の勸修寺経慶と大老・堀田正俊との会話である。ここで堀田は、勸修寺に小倉実起の素行を尋ねた後、「今度宮之儀も私ナトハ不存候由」を述べている。それをうけて勸修寺は、一宮儲君化は「公武御定」の件であるのに、一宮の「如此進退」は「笑止」であり、一宮のためによくないと公卿達も話していると応じると、堀田は「如何ニも其通ニ候」と同意しているのである。つまり、ここからは【史料七】の幕府の判断について、政権の中心人物の堀田は懐疑的・否定的であつたことがわかるのである。とすると、【史料七】の判断をした人物は当時の政権構成から見て將軍綱吉以外にあり得ない。堀田は勸修寺との会話の中で当時の綱吉の対天皇・朝廷政策の基本姿勢について次のように述べている。

【史料九】

禁中方諸事宜儀於有之者、内證ニ而可申越、^(徳川綱吉)公方ニも上方御作法方宜様ニと被思召候、仍而皆共も又左様ニ存候間、禁中能候へ共、^(ママ)公方御為ニ成候、公方能候へハ、禁中御為成候間、左様御心得可有之候、公方ハ一度下ニ降御座候へハ、下之精能御存知候而、末々

迫之儀宜様二と被思召候

綱吉は「上方御作法方宜様二と被思召」ているといい、禁中がよくなれば公方のためになり、公方がよくなれば禁中のためにもなり、綱吉は館林藩主を経ており、下々の事情に詳しいので「末々迫之儀宜様二と被思召」ているという。この方針に照らせば、綱吉は「小倉事件」が禁中のよろしくない事案であり、したがってそれが將軍自身のためにもならないと考えた可能性はあり、第一章の【史料二】で幕府が武家伝奏候補者に推していた小倉が他ならぬ幕府から直ちに処断された背景には、綱吉と堀田との間に小倉の人物像と事件をめぐる見解の相違があり、綱吉の見解が優先されたと見るのが妥当ではなからうか。さらに、彗星や日食・月食などの天変地異を恐れた綱吉の性格^⑦も影響し、綱吉側に天皇らの事件説明を受け容れ、一宮の存在を否定的に捉える素地があつたということも考えられよう。それでは、綱吉が一宮を排斥し、天皇の推す五宮の儲君化・東宮化を容認したねらいはどのようなものであつたのか。その点を考察する前に、一宮を排斥した「小倉事件」後、五宮の儲君化路線を進めた天皇側が、さらに五宮の東宮化を追加要請した理由を明らかにせねばならない。従来の近世の制度ならば、儲君治定のみで皇位継承者の表示には充分であつたこと、「小倉事件」後に一宮と小倉の怨念を畏怖する雰囲気^⑧が宮中に存在したことは既述したが、これまでの史料の文言上、儲君のみの下限である天和二年（一六八二）三月二十五日から東宮・立太子の登場する上限の同年十二月九日までの約八ヶ月半の宮中の事情とはいかなるものであつたのか。この点について、関白・一条冬経の日記の天和二年（一六八二）九月二十一日条は参考となる。

【史料十】

今日未他行、前花山丑相來臨、謁之、被告云、

（花山院定識）

明後日儲君御方祇候事、座席有所存者可言上之由御内意也、如何、予云、此宮未無親

（五宮）

王宣下、然而被定儲君之上者、不可混自餘皇子、

（靈元天皇）

当今讓位已前、可為如御対面臣下之時欵、

（康道）

先年当今為親王御時、二条故太閤不令立

東宮給已前、於親王者、雖儲君撰閔丞相輩不崇敬先例之旨被称之、正月節朔等不被參賀、然而此儀是為僻事、上古皇子悉有親王宣下、欲被定儲君之宮、即有立坊、依是、於親王之時者儲君未定欵、又立坊断絶後者公家法陵夷時、雖撰閔大臣、如法不朝參故、思誤、如

此被称之歟、当時雖無親王宣下、依時務被定儲君之上者、如東宮為臣下可崇敬歟、(中略)、又云、立后節会当年難被行、其子細者、当年者於立后者正月之儀式与儲君其礼懸隔、仍不協敬慮、立后・立坊無間可被行御内意也、両ヶ事明春可被行、圓融院立坊・立后同日被行之、載荣花物語、依件例、当日於行之者、用脚等容易、武家儀易協、如何、(後略)

ここで一条冬経は、靈元天皇から花山院定誠を通じ、儲君と撰家の対面のため、儲君の座席に関する意見具申を求められている。焦点は儲君治定・親王宣下・立坊の相互關係が五宮の処遇に与える影響であつた。一条は、五宮が親王宣下を受けておらずとも既に儲君であり、他の皇子と五宮を混同することはないから、五宮は臣下に対する如く撰家と対面するとよいとする一方、靈元天皇が識仁親王であつた際の例にも言及し、識仁親王と撰家の対面の際は二条康道が「東宮の称号を得ていない親王は、たとえ儲君であつても撰家らは崇敬せず、正月の儀式等でも親王に参賀しない」と発言したことも紹介している。この二条の發言は靈元天皇の記憶にもあつたのか、花山院によると天皇は、幕府が既に認めた立后と同時の立坊を求め、その理由は立后の場合、儲君への礼遇と皇后への礼遇に差がつくからといふものであつた。すなわち、一条は立坊にこだわらなかつたが、天皇は五宮の処遇の問題として立坊を重視し、立后と同日ならば経費節減もできるとして幕府との交渉を望んだのである。そこには、〈表〉のように一宮をはじめ五宮ら全皇子に親王宣下が済んでおらず、五宮の地位は儲君の呼称でのみ根拠づけられていたこと、また廢一宮が宮中で歓迎されておらず、第一章の【史料三】のように怪異現象と廢一宮を結びつけて天皇の強引な手法を暗に批判する不穩な雰囲気の存在も影響していたであらう。

このように靈元天皇は廢一宮を経ながら一宮と同様に親王宣下を済ませていない五宮の皇位繼承者としての地位保全のために立坊・東宮化を幕府に求め、綱吉がそれを第一章の【史料一】で容認したのである。それでは綱吉のねらいはどの辺りにあつたのであらうか。それをうかがわせる史料が次の甘露寺方長の日記の天和三年(一六八三)九月九日条である。

【史料十一】^⑨

（花山院定識）
右大将語云、今度於関東 院中 東宮御次第被尋丹後守候処、丹後守申云、於京都尋申両伝奏、則被親之処、於院中太上天皇先段候

上、東宮為御慎、院中之次可為 東宮被承候由、令言上処、

（徳川綱吉）
大樹思召趣、東宮之次可為 院中云々、別而御崇敬候故、如此 思召候欵、玆重存候由申之云々

これによると、綱吉は京都所司代・稲葉正往に上皇と東宮の座次を問い合わせ、稲葉が上皇の次に東宮であると返答したところ、綱吉は東宮の次に上皇とすべきだと述べ、東宮は別格との認識を示した。これらをふまえると、綱吉は、灸治で身体が傷つき、天変の日に生まれ、勅命に従わない外祖父を持つ一宮を廃止したことに伴う皇位継承の順位変更・秩序回復のため、五宮の地位を保全しようとする天皇に同調し、立太子節会の再興をも容認したと考えられるのである。

① 『江戸幕府日記』（国立公文書館所蔵謄写本）天和元年十月二十八日条。函号は二五七函四号。

② 『日記（梅小路定矩カ）』（国文学研究資料館所蔵山城国京都久世家文書）寛文十一年八月十六日条。

③ 『兼輝公記』六（東京大学史料編纂所蔵謄写本）延宝九年二月十六日条。

④ 『勸慶日記』二十五（勸修寺家旧蔵記録）四七二、東京大学史料編纂所架蔵写真帳、京都大学総合博物館原蔵、延宝九年九月二十三日

第三章 天和・貞享期の関白・京都所司代人事と徳川綱吉

〈表〉にあるように、廃一宮と小倉実起の流罪後、五宮の儲君治定までに関白の人事が行われ、左大臣・近衛基熙を超越して右大臣・一条冬経が関白に就任した。先行研究は、この「異例」の人事について、靈元天皇に批判的な近衛を排除したい「天皇の恣意」によるものと説明したが、そこでは当該人事を容認した綱吉政権の意図が分析されていない^①。しかし、一条冬経の政治的立場を正確に把握するためには、綱吉政権の立場を知る必要がある。『基熙公記』の天和二年（一

⑤ 辻達也「天和の治」について」（同『江戸幕府政治史研究』続群書類従完成会、一九九六年）。

⑥ 前掲註④『勸慶日記』二十五、延宝九年九月二十三日条。

⑦ 前掲「はじめに」註④塚本「徳川綱吉」八六頁。

⑧ 『兼輝公記』八（東京大学史料編纂所蔵謄写本）天和二年九月二十一日条。

⑨ 『方長卿記』二十三（国立公文書館所蔵原本）天和三年九月九日条。

これによると、近衛の左大臣転任の際、京都所司代・戸田への事前談合がなく、戸田は「以外発怒」したという。戸田は過去に近衛から蔑ろにされていたのである。しかも、次の伊達家文書中の「覚」は、戸田の立場からは許し難いものであった。

【史料十三】^⑧

（近衛基熙）
近衛様御口上之覚

（中略）

（第四条）（近衛基熙）
一、其御身御才学も無之、ケ様之義被仰入事も、御遠慮之至ニ被思召候へとも、譜代之撰録之臣にて、已ニ一上ニも被任、此上後之職ニも被補候半ヲ、御辞退可被成義も無之候故、何とそ朝廷之御様子もわけのよろしき様ニ被成度思召候か、いか、可有哉、又ハ唯今迄之通ニ被成候而可然事歟、当分御身持弁かたく思召候ニ付、いか様とも御了簡次第、御異見をも被仰度思召候事

（中略）

（第六条）
一、若右被仰候品、御尤ニ思召候ニおゐてハ、（金元天巻）禁中御沙汰之義、（鷹司房輔）花山院定誠ニ予種有能（戸田忠昌）、（慶司房輔）越前守殿へも被仰通度事、又ハ一堂ニ無之時ハ、（慶司房輔）関白より越前守殿ヲ御里亭へ被招候て、直々御談合被成候様ニ被成度事、又は品ニより直々其許へも御内談被成度事

これは、山口和夫氏によると延宝六年（一六七八）、関白らが機能せず天皇の行動が先行する宮中の状況について、近衛から伊達家抱の連歌師を通じ伊達綱村経由で老中・稲葉正則に「内部告発」したものである。^⑨天和期の関白人事との関連で重要な点は引用した第四条と第六条であろう。すなわち、近衛は第四条で自らの関白就任に意欲を示すと同時に、第六条で宮中の正常化のために関白らと京都所司代の連携を求めたが、これは戸田から見れば、自らの不行届を江戸城へ内報されたも同然であった。しかも近衛は再び京都所司代の知らぬところで関白就任工作を行ったことにもなり、綱吉政権高官の戸田から見れば、先行研究のいうほど近衛は幕府に協調的な者とはならず、むしろスタンドプレーを行う危険人物となり、戸田は懲罰的な意味も込めて、敢えて近衛に打撃となる超越人事を綱吉に具申し実行したものと思われ、この人

事は決して天皇の發案を幕府が易々と容認したのではなく、朝幕間の意思疎通重視策の一環として理解されるべきものである。天和期の綱吉政権は官中の運営を近衛に託さず、それが偶々天皇の主観とも一致したということであろう。

このような中、五宮の儲君治定と立太子は、天皇と綱吉が共同で行った廃一宮によって半ば強引に皇位繼承候補者とされた五宮の地位保全のために企画された。それは、老中へ転じた戸田らの支持を得た関白・一条冬経が武家伝奏らを通じ天皇の意向を江戸に伝え、將軍綱吉が東宮・五宮を別格と位置づけて廃一宮により傷ついた皇位繼承行為の權威と秩序の回復を目指す観点から同意して実現したものであった。その直後、靈元天皇は〈表〉のように五宮への讓位を表明したが、それへの綱吉の返答は一条冬経の日記の貞享元年（一六八四）三月二十七日条に記されている。

【史料十四】^⑩

御対面（花山院定誠・甘露寺方長） 武家伝奏被告云、

御讓位事、於関東委細申達、先例悉入披見、

（徳川綱吉） 大樹勅答趣、

如此事強不可依先例欵、

（靈元天皇） 主上未令及中年給、

東宮御幼少也、於此儀者被停止可然欵、仍不及此沙汰云々、（以下略）

綱吉は、天皇が歴代の在位年数などを根拠に讓位を表明した点について、讓位は強いて先例によるべきではないなどの理由で反対したのであった。この綱吉の返答は、幼少の東宮への讓位を認めないという意味で、久保氏のいう「天皇の「院政」志向」を確実に否定するものであった。このように綱吉が讓位に反対し続ければ、讓位を強行でもない限り天皇の主観は実現せず、貞享元年（一六八四）三月までの綱吉政権は、讓位反対という方法で天皇の動きに対応できていた。ところが、〈表〉にあるように、わずか中一年後の貞享三年（一六八六）、天皇が再度先例を根拠に讓位を表明すると、綱吉は「將軍家勅答云、主上不御老年、最雖不遲事、依吉例被仰下之上者、兎角被任叡慮、不可有子細欵」として讓位を一転して認めるのである。問題はこのような綱吉の対応の変化の意味であるが、先行研究は検討していないのである。

いったい貞享元年（一六八四）四月から貞享三年（一六八六）閏三月までの間に何があったのか。このような観点から検討すると、まず綱吉政権の陣容の大幅変更に注意する必要がある。すなわち、貞享元年（一六八四）八月二十八日に堀田

正俊が稲葉正休に刺殺されたが、戸田の後任の京都所司代・稲葉正往は正休の縁者のため籠居となり、同年九月十二日に赦免されたものの、その約一年後の貞享二年（一六八五）九月、京都所司代は稲葉から大坂城代であった土屋政直に交替している^⑩。これは通常の人事のようだが、実はそうではなく、それが綱吉の意向であったことは一条冬経の日記の「於關東以土屋相模守可為諸司代由、大樹被殿命、丹後守儀、未申来、近日三枝能登守為上使上洛、申渡、尤善惡難斗、呑氣、小寫退出、此儀善惡難斗、諸司代役先被命他人、其後被申渡丹後守旨、誠不審」という記述から明らかである。土屋の京都所司代就任が先に決定され、稲葉へは事後に上使から交替が告げられるという異例の手続きである。この綱吉の異例の対応は、稲葉の江戸帰府後も同様であり、老中・戸田忠昌の日記には「稲葉丹後守義、越後高田へ所替被 仰付候、城破損モ有之候二付、一万兩拝借被 仰付旨、山吹ノ間老中列座、豊後守被申渡、京着以後、御目見無之、同十五日、丹後守京都帰之御目見、無御言葉」とあり、江戸へ帰府後、稲葉には御目見もなく、越後高田への所替が命じられた後の御目見の際には言葉もかけられなかった。これは綱吉による京都所司代の更迭人事であった。

この更迭人事の理由については戸田茂睡の『御当代記』に風聞が記されているが、筆者は後任の土屋宛の「老中御書附」に「一、年頭之上使参 内 院参之時斗、相模守可被致同道候、両伝 奏江振舞之節、相伴被罷越儀者無用候、勿論堂上方并御門跡方江振舞被相越儀、不入儀候事」という行動規定がある点に注意すべきと考える。京都所司代が宮中で謙りすぎぬよう釘を刺す内容であり、関白・一条の日記にも稲葉との関係について「又丹後守不意無隱悉告之、向後予無隔心、不依何事於有疑惑事者可相談」とあり、関白や宮中と近くなり過ぎた稲葉の姿勢が綱吉の不興を買った可能性はあり、事実、後任の土屋は関白との関係について「御用之節ハ折々関白殿へハ参候義可有御座候、内々左様ニ被思召可被下候」と江戸へ逐一報告し、綱吉は土屋に「御用之節、折々関白殿へ参候義申上候処、被聞召届候、かるく敷無之様ニ相心得可申由」を命じているのである。綱吉は堀田亡き後に「専制君主」化したというが、その影響が京都所司代人事にも現れ、綱吉は稲葉の下での幕府と朝廷との必要以上の接近と秩序の乱れに忌避感を持ち、稲葉を更迭して土屋に宮中対策を任せ

たものと思われる。その土屋と綱吉政権は、靈元天皇の二度目の譲位表明について、いかに分析し、何故容認したのであろうか。次章で検討しよう。

- ① 前掲「はじめに」註⑬高埜「二八世紀前半の日本」二七頁、前掲「はじめに」註⑯高埜「元祿の社会と文化」六一頁。前掲「第一章」註⑤久保「近世の朝廷運営」一一七頁～一二〇頁。
- ② 「基熙公記」九（東京大学史料編纂所架蔵写真帳、財団法人陽明文庫原蔵）天和二年二月二十一日条。
- ③ 前掲「第一章」註⑤久保「近世の朝廷運営」一一八頁。
- ④ 前掲「第一章」註⑤久保「近世の朝廷運営」一二三頁。
- ⑤ 山口和夫「天皇・院と公家集団——編成の進展と近世朝廷の自律化、階層制について——」（『歴史学研究』No.七二六、一九九八年十月増刊）七五頁～七六頁。
- ⑥ 「基熙公記」八（東京大学史料編纂所架蔵写真帳、財団法人陽明文庫原蔵）天和元年十一月三日条・同年十二月十日条、『戸田侯秘書御日記』一（国立公文書館所蔵謄写本）天和元年十一月十五日条・同年同日十九日条。
- ⑦ 「基熙公記」三（東京大学史料編纂所架蔵写真帳、財団法人陽明文庫原蔵）延宝五年十二月十日条。
- ⑧ 「大日本古文書」家わけ三ノ五、伊達家文書之五、伊達家文書三二七二号、六九九頁～七〇一頁。
- ⑨ 山口和夫「近世の朝廷・幕府体制と天皇・院・摂家」（大津透編『王権を考える』山川出版社、二〇〇六年）一一三六頁～一二八頁。
- ⑩ 「兼輝公記」十一（東京大学史料編纂所所蔵謄写本）貞享元年三月二十七日条。
- ⑪ 「兼輝公記」十七（東京大学史料編纂所所蔵謄写本）貞享三年閏三月十日条。
- ⑫ 「柳營日記記」（国立公文書館所蔵写真帳）貞享元年八月二十八日条。
- ⑬ 「勅慶日記」三十（勅修寺家旧蔵記録一四七六、東京大学史料編纂所架蔵写真帳、京都大学総合博物館原蔵）貞享元年九月一日条、『兼輝公記』十二（東京大学史料編纂所所蔵謄写本）貞享元年九月十二日条。
- ⑭ 前掲註⑫「柳營日記記」貞享二年九月二十二日～同年同月二十四日条。
- ⑮ 「兼輝公記」十五（東京大学史料編纂所所蔵謄写本）貞享二年九月二十八日条。
- ⑯ 前掲註⑥「戸田侯秘書御日記」一、貞享二年十一月十一日・同年同月十五日条。
- ⑰ 戸田茂睡著・塚本学校注「御当代記——將軍綱吉の時代——」（平凡社東洋文庫、一九九八年）一〇九頁～一一〇頁。
- ⑱ 「老中御書附」（国文学研究資料館所蔵常陸国土浦土屋家文書）。
- ⑲ 前掲註⑩「兼輝公記」十一、貞享元年三月二十一日条。
- ⑳ 「貞享三年十一月七日付大久保忠朝・阿部正武・戸田忠昌・牧野成貞宛土屋政直書状案」（『自筆之書状下書』、国文学研究資料館所蔵常陸国土浦土屋家文書）。
- ㉑ 「貞享三年十二月三日付老中・牧野成貞宛土屋政直書状案」（『自筆之書状下書』）。
- ㉒ 前掲「はじめに」註⑯塚本「徳川綱吉」一〇〇頁。

第四章 貞享期における靈元天皇讓位・大嘗会再興と綱吉政権

本章では、靈元天皇の二度目の讓位表明に対する綱吉政権の対応を扱うが、その際、前章で少々用いた京都所司代・土屋政直と江戸城の幕閣との往復書状が留められた『自筆之書状下書』を用いる。これは、国文学研究資料館所蔵の常陸国土浦土屋家文書中に含まれる美濃紙横帳判（法量タテ一四・五cm×ヨコ四五・五cm、丁数一〇八）の書状留であり、原題は表紙に「自貞享三丙寅歳十月 自筆之状下書」とある。「自筆之状」は老中奉書等と異なり、土屋の解説によれば「惣而重立ノ御用之義ハ江戸・京都も自筆二而相認、外之ものニハか、せ不申候」というから、右筆にも関与させられない機密事項に関わる書状であり、老中など高官が自筆で本文・名乗を記した書状のことである。この史料に、貞享三年（一六八六）の靈元天皇の讓位表明等に関する京都所司代の情勢分析と將軍綱吉以下の考えが記されているので、検討しよう。次の史料は「貞享三年十一月七日付大久保忠朝・阿部正武・戸田忠昌・牧野成貞宛土屋政直書状案」の一節である。これは京都所司代から老中ら宛の返書であるが、傍線部分は来翰の引用であり、そこには將軍の現状認識が記されている。

【史料十五】

禁中ニ而今程対御為存入候而勤被申候公家衆無之、御勝手向之義しまり不申様ニ被為聞候、（佐野盛綱）（久留鴨通貞）尤修理・出雲御賄等之義申付候ても、御側向之衆しかと無之候て者万事二付宜ケ間敷と思召候間、（朝七親志）東宮御即位之砌、（千傳有能）（柳原資廉）両伝 奏と御側向之衆弥被申談、御ついへ成義無之様ニ被相斗候様ニと急度申達候ハ、可然思召候、了簡之通無遠慮可申上由奉得其意候、存寄之義遠慮可仕様も無御座、殊被仰下候上ハ猶以私も遠慮不仕候

すなわち、禁中の勝手向や公家衆の勤務状況の問題点が將軍の耳にも入っていたことがわかり、綱吉は、武家伝奏と側近の公家衆は東宮即位の際によく相談して対処するよう京都所司代から遠慮なく達するべきであるとの考えを示している。これに対して土屋は、その指示を將軍の意向として明示することを求め、続けて次のような意見を申し述べている。

【史料十六】^④

(朝仁親王)

東宮御即位以後ハ何とそ各別わけも御座候義ハ各別、諸事院御所々御指引無御座候様ニ、是ヲ第一ニ仕度候、御幼年ニ而、

(靈元天皇)

御まねヲ不被遊候様ニ仕度候、扱御用向・御作法之義ハ関白殿、(一条冬経(千種有能・柳原資盛)(土屋政直)両伝奏相談之上、私へも御申聞候様ニ仕候ハ、御作法もよく可相成事も

御座候と奉存候間、此義も弥被遂御相談、其御地々私追江被仰下候様ニ仕度(以下略)

土屋は、東宮(のちの東山天皇)即位後は特別の場合を除き、上皇からの指図は無用とし、これを第一の優先事項にした
いと述べ、東宮が靈元天皇の真似をせぬようにいたしたく、「御用向・御作法之義ハ」関白・武家伝奏と相談の上、京都
所司代にも申し聞かせれば事も締まると思われるので、江戸城よりこの旨を指示して欲しいと依頼している。田中晁龍氏
の述べる通り、これをうけて発せられた老中連署自筆書状が、久保貴子氏の紹介した『基量卿記』に記載の貞享三年(一
六八六)十一月二十三日付の書状であり、老中は讓位後の靈元上皇による東宮(のちの東山天皇)への指図禁止等を明記し、
京都所司代へ伝えた。^⑤ところが、田中氏の指摘にもあるように、土屋はこの内容を天皇へ伝えるに際して「躊躇」し、も
し新帝への指図無用の件を早期に伝えて天皇の機嫌を損ねたならば、讓位前の様々な御用も停滞することから、讓位後の
件は讓位直前に伝えるようにしたいと申し入れている。^⑥その該当箇所が次の史料である。

【史料十七】^⑦

御讓位以後、禁裏御指引被遊候様ニとの義ハ御讓位前比ニ被申来候様ニ仕度候、(定説)花山院殿事斗ニ而も御機嫌よく御座あるましく候、

其上ニ御讓位以後御指引無之様ニとの御事、旁御ふくれ被成、諸事御こだわり被遊候ハ、御讓位前之御用とも相滞、万端無覚東、
下々追之迷惑ニも可有御座候、其外如何と奉存候義も御座候、此節、其御地御用多可有御座候間、申上候も遠慮ニ存候得共、此上何
之事もなく御讓位・御即位とも二首尾よく事済申候様ニと奉存候付、重而存念之趣申上候

田中氏は明確に述べていないのだが、そのような土屋の「躊躇」は、何事もなく無事に讓位・即位を実現させたいとの
思いからであった。しかも、土屋は別の老中ら宛の書状で、今後の不測の事態に備え、「院附」の武家を讓位前に上洛さ

せれば安心であり、この代替わりの節目での対応が最も肝心であると陳情している^⑧。土屋は、讓位後を想定して天皇周辺で動く人物として「有栖川殿・醍醐・西洞院・土御門か様之面々、花山と日比入魂之由」を把握しており、靈元天皇在位中の勝手向の浪費や禁中の秩序の乱れをふまえ、讓位後もそれが継続・悪化することを恐れていた。したがって、東宮（のちの東山天皇）が靈元天皇の悪影響を受けまいうちに讓位を早期に実現する必要があると考えたのである。第一章で見たとように、そのような中で天皇側から提起された案件が大嘗会の再興であり、それを幕府が容認した背景は不明のままなのであるが、土屋政直の『自筆之書状下書』には、次のように大嘗会再興をめぐる幕閣間のやりとりも記されている。

【史料十八】^⑨

大嘗会之様子も承合候処、式法ニ仕候得ハ大造成事ニ御座候、又かくも仕候^{罷成候}

^{左候得者}

今度御同心ニ候ハ、成程諸覚悟ヲ被成、御即位之下行半之内ニ而可被相調候由ニ御座候、○臨時ニ御物入と申ニも無御座候、其外

障ノ義も無御座候由候間、大嘗会被行候様ニ被遊候可然候ハん哉と奉存候、左候得者、御即位も四月ニ相成^{罷成}、御障も無之内ニ早ク事

済可然かと奉存候^{候段、乍推参}

すなわち、『自筆之書状下書』で土屋は、大嘗会は大祭ではあるものの、簡略化も可能だとの見解を朝廷から聞いており、もし再興を容認してもらえらば、朝廷は覚悟して臨時支出を求めないと述べていることを申し添えている。その上で土屋は、他に支障もないことから大嘗会を挙行してもよいと思うと述べ、挙行を決めれば大嘗会は十一月であるから即位儀の日程も自動的に決まって四月となり、支障なく速やかに讓位が済むのではないかとの所見を述べている。すなわち、幕閣の判断の優先事項は、いかに速やかに讓位を実現するかであり、土屋は大嘗会の件で讓位関係の調整が長引き、讓位の遅れることを危惧し、簡略化して費用も必要ないならば認めたほうが得策であるとの判断をしたのである。この意見具申をうけて綱吉政権は「旧例之義候間、諸色かろく被成、大嘗会御執行候様ニ両卿江可申達由」を土屋に指示した。

だが、もう一つの新事実として、次の「貞享四年二月四日付大久保忠朝・阿部正武・戸田忠昌・牧野成貞宛土屋政直書

状案」からは、大嘗会再興容認の二ヶ月後、土屋は老中から綱吉のある心配を伝えられて対応していたことが判明する。
【史料十九】^⑨

大嘗会之事、先日御勝手次第被遊候様ニと被仰越候得共、よりく御間被成候得者、武家之天下之時者無之例之様ニ申候、左候得者、禁裏ニ而も御遠慮可有之義と被思召候、併最早最前相済申上之義ニ候得者、関白殿并両伝奏江も承合可然候、其御地急貢被仰候事(ママ)にてハ無御座候間、其心得ヲ以相尋、若右之通ニ候ハ、御遠慮被成候様ニ相談可仕旨、事済候以後、さた有之候ハ、不念ニ可罷成と思召、被仰下候旨、奉得其意候、

大嘗会再興を容認した後ではあるけれども、綱吉は「武家之天下之時」に大嘗会を挙行した例がないとの話を耳にしたといい、もしその通りならば禁裏も遠慮すべきだとの考えであった。しかし、もはや容認したことはあるので、慎重に関白らへ話すとともに、もし「武家之天下之時」の挙行例がないならば「御遠慮」になるよう相談せよと指示している。これは「武家之天下之時」に本来ないものが実行されてしまっただけからでは遅く、「不念」だからという綱吉の考えからであった。結果的には、土屋が武家伝奏らと調査して「武家之天下之時」にも大嘗会は挙行されていることが確認されて事なきを得たが、ここからは綱吉が自らの「武家之天下」の外聞に相応しいものについては挙行を容認する姿勢であったことがわかる。したがって、この史料をふまえると、綱吉政権において「儀礼重視の政策転換」があり、その結果として大嘗会の再興があったのではなく、当時は靈元天皇の讓位を早期に実現させる必要があり、「武家之天下」において挙行しても差し支えない儀式であるとの裏付けが得られたからこそ、綱吉は大嘗会の再興を容認したと考えるべきであろう。

① 前掲「はじめに」註⑩田中「貞享期の朝幕関係」は管見の限り本史料を初めて使用した論文であり、本稿と引用箇所相違もあることから、あわせて参照されたい。田中論文は、「天和・貞享期における公家処罰の増加、靈元天皇と近臣による政務運営は、貞享期に入り、天皇の「院政」に向けた準備行動とあいまって、公儀の役人が「御前之

義」を掌握しえない状況となり、幕府にとって新たな対策が迫られていた」（一四三頁）とし、本史料を用い、土屋が「江戸の老中及び將軍の権威を背景に事態解決に当た」（一三六頁）り、「朝廷支出の削減を含め、朝廷風儀を一新」（二三三頁）して議奏の「職制的位置づけに修正を行ったこと」（一三三頁）等を説明している。

② 「貞享三年十二月二十五日付三人・牧野成貞宛土屋政直書状別紙案」〔「自筆之書状下書」、国文学研究資料館所蔵常陸国土浦土屋家文書〕。前掲「はじめに」註⑩田中「貞享期の朝幕関係」一三八頁は傍線部分も土屋の見解と捉えている。

③ 「貞享三年十一月七日付大久保忠朝・阿部正武・戸田忠昌・牧野成貞宛土屋政直書状案」〔「自筆之書状下書」〕。

④ 前掲註③。前掲「はじめに」註⑩田中「貞享期の朝幕関係」一三八頁は当該箇所を引用するが解釈せず、釈文も異なる。

⑤ 「基置卿記」十二（宮内庁書陵部所蔵原本）貞享三年十二月二十三日条。前掲「第一章」註⑤久保「近世の朝廷運営」二二六頁。前掲「はじめに」註⑩田中「貞享期の朝幕関係」一三八頁。

⑥ 前掲「はじめに」註⑩田中「貞享期の朝幕関係」一三七頁―一三八頁。

⑦ 「貞享三年十二月七日付三人・牧野成貞宛土屋政直書状案」〔「自筆之書状下書」〕。

おわりに

京都所司代・稲葉正往の更迭後、土屋政直の京着は貞享二年（一六八五）十一月七日であったが、その約四ヶ月後、貞享三年（一六八六）三月八日、土屋は武家伝奏から靈元天皇の二度目の譲位の意向を聴き、「不返事事候得共、御吉例之上者、御尤之由」を返答している。綱吉による譲位容認の約一ヶ月前に京都所司代が容認の感触を武家伝奏に伝えていたことから、綱吉政権は稲葉更迭後の宮中の状況を土屋に調査させ、天皇から再度の譲位表明があれば容認する判断を既に固めていたものと思われる。土屋の調査結果と意見具申の内容は、前章で見たような宮中の勝手向に関する情報や天皇とその周辺による譲位後を想定した水面下の動きなど、天皇在位中の諸問題の報告とそれらの抜本的是正策の提言であったと推測され、綱吉政権は上皇の権限を否定した上での靈元天皇譲位の早期実現が効果的と判断したのであろう。

書状下書〕。

⑧ 「貞享三年十一月十六日付老中・牧野成貞宛土屋政直別紙覚案」〔「自筆之書状下書」〕。

⑨ 「貞享四年正月九日付大久保忠朝・阿部正武・戸田忠昌・牧野成貞宛土屋政直書状別紙案」〔「自筆之書状下書」〕。

⑩ 「貞享三年十一月二十二日付大久保忠朝・阿部正武・戸田忠昌・牧野成貞宛土屋政直別紙覚案」〔「自筆之書状下書」〕。

⑪ 「貞享三年十二月三日付老中・牧野成貞宛土屋政直書状案」〔「自筆之書状下書」〕。

⑫ 「貞享四年二月四日付大久保忠朝・阿部正武・戸田忠昌・牧野成貞宛土屋政直書状案」〔「自筆之書状下書」〕。

⑬ 前掲註⑫。

⑭ 前掲「第一章」註①高筥論文。

この綱吉政権の判断はある程度功を奏し、讓位後の「貞享四年五月七日付大久保忠朝・阿部正武・戸田忠昌・牧野成貞宛土屋政直書状別紙案」には新帝の東山天皇について「(東山天皇)当今ハ御生付御静ニ御讀書等も被成、一段宜候由」とする撰政・一条冬経の発言が記され、土屋も同書状案で「(靈元上皇)仙洞ニも兼而存候様ニ無御座、御讓位以後御しつそニ御つ、シミ被遊候由ニ御座候、朝夕之御料理も殊ノ外軽ク被仰出、且又、下々へ之御いたはりも御座候由ニ候、唯今之通ニ御座候得者、(東山天皇)禁裏・仙洞ともニ重畳之義と寄合候而申事ニ御座候」と述べて、讓位後は宮中の奢侈も改まり、靈元上皇の素行も改善したとの認識を示した。この禪讓後、貞享四年（一六八七）十月十三日、土屋は老中となり、京都所司代には内藤重頼が就任した^⑥。土屋が綱吉から靈元天皇と宮中の諸問題の善処を託されていたことは、この人事の実施時期からもうかがわれよう。

以上、本稿での検討から、天和期の將軍綱吉は、天変の日に誕生した一宮を皇位繼承不適格者とする靈元天皇の意向に同意し、靈元天皇の「勅命」に違反した小倉実起を断固処罰するとともに、廢一宮により傷ついた皇位繼承行為と皇位繼承候補者・五宮の權威回復を図り、その一環として立太子節会の再興を容認していたことが判明した。また、貞享期の綱吉は、京都所司代と宮中との必要以上の接近による馴れ合いによって幕府の威光の減退することを恐れ、京都所司代・稲葉正往を更迭するとともに、宮中の奢侈抑制及び靈元天皇の素行是正と、靈元天皇の素行の悪影響が次代の東山天皇へ及ぶことを防止するため、一旦は諫止した靈元天皇の讓位を容認し、讓位の早期実現を図って宮中の秩序回復を目指した。と、その過程で靈元天皇から示された大嘗会再興の要望も、右の観点から讓位の早期実現を優先させるために容認していたことが明らかとなった。綱吉は「武家之天下」の主宰者として、幕府の威光と外聞を意識しつつ、皇位とその担い手である皇族を慎重に管理しようとしていたが、儀式の再興は、あくまでも將軍綱吉の皇位管理政策を実現させるための一つの手段であり、「武家之天下」の許容範囲内で実施される性格のものであった。その綱吉の「武家之天下」にとつて皇位とは何であり、その後の政権において皇位の位置づけがいかに変遷していくのかについては、今後の課題としておきたい。

① 『兼輝公記』十六（東京大学史料編纂所蔵謄写本）貞享二年十一月七日条。

② 『兼輝公記』十七（東京大学史料編纂所蔵謄写本）貞享三年三月八日条。

③ 前掲「はじめに」註⑩田中「貞享期の朝幕関係」一四三頁は、貞享三年（一六八六）六月の土屋の調査を解明している。

④ 綱吉政権の理想とする上皇は明正上皇であり、「貞享三年十一月七日付大久保忠朝・阿部正武・戸田忠昌・牧野成貞宛土屋政直書状案」

〔「自筆之書状下書」〕、国文学研究資料館所蔵常陸国土浦土屋家文書〕
〔明正上皇〕には「本院様ニハ諸事御質素ニ被遊候故、御勝手も御不如意ニ無御座、

其上何之六ヶ敷義も不被仰出、結構成御義、いづれも仕合と悦申候」とある。事実、靈元上皇の処遇については「貞享四年二月十八日付大

久保忠朝・阿部正武・戸田忠昌宛土屋政直書状案」〔「自筆之書状下書」〕に「（靈元天皇）當今御讓位以後者、本院御所之格ニ相心得可申」とあるように明正上皇の「格」とされた。

⑤ 「貞享四年五月七日付大久保忠朝・阿部正武・戸田忠昌・牧野成貞宛土屋政直書状別紙案」〔「自筆之書状下書」〕。

⑥ 『柳營日次記』（国立公文書館所蔵写真帳）貞享四年十月十三日条。

〔付記〕

本稿の採用決定後、『ヒストリア』第三二〇号（二〇一〇年六月）誌上に掲載された二〇一〇年度大阪歴史学会大会・個人報告要旨・菅良樹「寛文期→享保期における所司代の職権——貞享期の土屋政直と正徳期の水野忠之の勤務に注目して——」に接した。筆者は、同報告の準備報告と大会当日の報告をともに聴講できていないが、菅氏の報告は本稿の内容と関連すると思われるので、あわせて参照されたい。

（防衛大学校人文社会科学部准教授）

The Government of Tokugawa Tsunayoshi and the Emperor During the Tenna-Jōkyō Period

by

NOMURA Gen

This study aims to clarify the heretofore seldom-studied goals of the policy of the government of Tokugawa Tsunayoshi in terms of its policy toward the emperor during the Tenna and Jōkyō eras. As a result of this study, it is clear that Tsunayoshi devised a plan to restore the authority of the imperial succession, which had been damaged with the removal of the First Prince during the Tenna period, and as part of this plan he recognized the revival of the Rittutaishi sechi-e, the court ceremony held on the accession to the position of heir apparent. Moreover, I have made clear that Tsunayoshi in the Jōkyō era replaced the magistrate, Inaba Masayuki 稲葉正往, out of fear of the reduction of the Shogunate's authority due to the overly close connections between the Kyoto magistrate and the palace; and that he imposed a system of sumptuary regulations on the court and revised the activities of Emperor Reigen, and in an effort to prevent untoward influences on the successor, the future Emperor Higashiyama, he sought to bring about the early abdication of Emperor Reigen; and in that process he recognized the revival of the Daijō-e, imperial accession ceremony, which Emperor Reigen had sought, from the viewpoint of the realizing an early abdication. I also point out that Tsunayoshi, as the head of the warrior-led realm, was conscious of the authority and reputation of the Shogunate and attempted to carefully manage the throne and imperial family who upheld it and that the revival of ritual was one method used in Shōgun Tsunayoshi's policy to manage the throne.